

いじめ防止基本方針（案）

東大阪市立長瀬北小学校

2022年 4月 1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自らの生き方をつくる子」～豊かな人権感覚と、確かな学力が育つ授業の創造～を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会（仮称）」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主事、人権教育担当、教務主任、養護教諭、支援学級担任 等

(3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

長瀬北小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
4月	生徒・保護者への相談窓口周知	生徒・保護者への相談窓口周知	生徒・保護者への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
	学校生活アンケート実施（生徒の状況の集約）	学校生活（いじめに関する）アンケート実施	学校生活（いじめに関する）アンケート実施	
	家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	
5月	校外学習（人間関係づくり）	校外学習（人間関係づくり）	校外学習（人間関係づくり）	相談用紙回収箱の設置
6月	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	川をきれいにしよう（地域・保護者とともに）
7月	音楽集会（集団づくり）	音楽集会（集団づくり）	音楽集会（集団づくり） 5年：移動教室（集団づくり）	
	保護者懇談（家庭での様子の把握）	保護者懇談（家庭での様子の把握）	保護者懇談（家庭での様子の把握）	第2回委員会（進捗確認）
8月				ピースフルデー（全校児童と地域とともに平和を考える）
9月	夏休みの生活の振り返り	夏休みの生活の振り返り	夏休みの生活の振り返り	健協フェスティバル（地域とともに） 健協ハイキング（地域とともに）

10月	音楽集会（集団づくり） 校外学習（人間関係づくり）	音楽集会（集団づくり） 校外学習（人間関係づくり）	音楽集会（集団づくり） 校外学習（人間関係づくり） 6年：修学旅行 （平和学習と集団づくり）	教育相談週間 上半期のいじめ状況調査
11月	学校生活（いじめに関する）アンケート実施	学校生活（いじめに関する）アンケート実施	学校生活（いじめに関する）アンケート実施	
12月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
1月 2月	長瀬っ子発表会 ウエルカム1年生	長瀬っ子発表会	長瀬っ子発表会 スキー教室 （集団づくり）	
3月				第4回委員会（年間の取組みの検証）

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会（仮称）は、（長期休業前等）年4回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

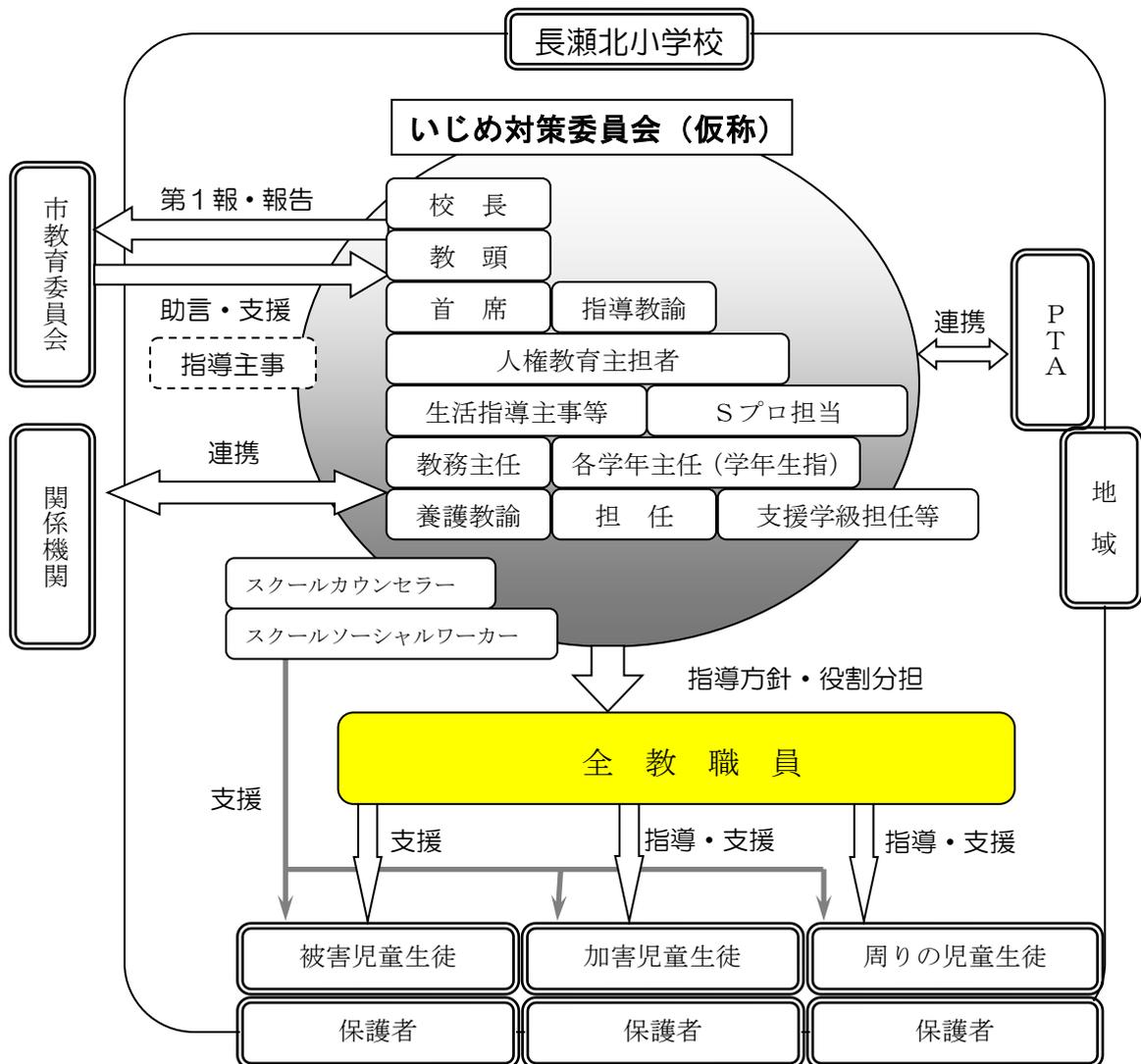
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者どうしの信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのため、学年・学級で児童が、自分たちの生活を安心して語ることができる集団をつくるために、児童一人ひとりに寄り添い、児童の背景、生活を知り、児童の思いを受け止め、一人ひとりに応じた関わりを続けていく。また、「つなげる」「つながる」をキーワードに、「子どもと子どもをつなぎ、子どもと学習をつなげていくこと」そして、「子どもとつながり、保護者とつながり、地域とつながり、より深く子どものことを知り、働きかけていく」ことを日々実践していく必要がある。

「校内体制」



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、定期的ないじめに関わる研修会を開催するとともに、日々、自らの人権感覚の研鑽を意識し授業や休み時間を問わず全ての学校生活において実践していく。また、児童に対して、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。保護者に対しては、日々連絡を密に取り、学校・保護者の双方向が協力しあえるよう信頼関係を構築する。また、学級・学年・学校の様子を通信等で発信する。地域に対しては、定期的な会合等で学校の様子等を発信するとともに、協力体制を構築する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、各学年の人権・部落問題学習の1年間の取り組みをストーリーマップにし、1年生から6年生まで系統だったものにする。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員は、日常的にいじめの兆候を見逃さない意識をもち、また、わかりやすい授業づくりを進めるためにペア・グループ学習や少人数授業等について積極的に授業研究会及び協議会を開催する。

また、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、通常の授業はもとより、音楽集会、運動会等の行事や自尊感情を高める取り組みを進めていく。そして、ストレスに適切に対処できる力を育むために、学校生活全体を通してコミュニケーション力を育む。

指導者としては、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員自身が「人権感覚を磨く」という意識を常にもつよう促すとともに、定期的な研修会を開催する。

- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、人権部落問題学習の取り組みにおいて、「おうちの仕事」、「おいたちの学習」等に取り組み、家族とのつながり、友だちとのつながりを考え、自分は大切にされていることを知り、自己肯定感をたかめる。また、通常の授業はもとより、音楽集会や運動会等、「達成感」を覚える機会を増やす。

- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権教育の充実を図るとともに、たとえば、被差別体験をされた方を招聘し、実際の生の声を聞くことで、自分の生き方を考えさせる。また、児童会を中心に学校全体で、「いじめ未然防止」について取り組む。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。そのため、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことや教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有するよう努める。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年に2回行い、いじめの未然防止、

早期発見に努める。また、定期的に教育相談週間を設け、児童を対象にした教育相談を実施する。日常の観察は、全教職員で意識し行う。

- (2) 保護者と連携して、児童を見守るため、学級での指導や学級通信等で教育相談の意義や方法等についての理解を図るとともに様々な相談の場や機会があることを保護者へ知らせるとともに、学校の取り組みや児童の様子を積極的に発信する。
地域と連携して、児童を見守るため、金岡中学校区健全育成協議会や公民分館運営委員会等を活用し、情報発信と協力体制を整える。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、定期的な教育相談週間を設け、学校だより等を活用し発信する。
- (4) 学校だより等により、相談体制を広く周知する。また、学校自己診断・生活アンケートにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 学校教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、守秘義務等を勘案し、慎重を期する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。

そのような、事象に関係した児童どうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な児童や保護者への対応については、生徒指導部でまとめた「4つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会（仮称）において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

- (1) この「いじめ防止基本指針」を変更する場合は、いじめ防止対策委員会（仮称）で検討審議したうえ、職員会議で変更することができる。